

東海市緑の基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な事項を定める東海市緑の基本計画の策定にあたり幅広い意見を反映させるため、東海市緑の基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

学識経験者 1人

緑地保全関係者 1人

公園・街路樹関係者 1人

情報発信・交流関係者 1人

市内に住所を有する者 2人

(任期)

第3条 委員の任期は、委員に委嘱された日から令和9年（2027年）3月31日までとする。

2 市長は、特別の理由があるときは、委員の任期中であっても解職することができる。

(役員)

第4条 委員会に委員長、副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会においては、委員長が議長となる。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の意見は、これを尊重するとともに、東海市緑の基本計画の策定に反映させるように努めるものとする。

5 委員長は、必要と認めるとき、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市建設部花と緑の推進課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和8年（2026年）1月15日から施行する。

東海市緑の基本計画策定委員会名簿

職 名	氏 名	所 属	備 考
学識経験者 (緑化)	はせがわ あきこ 長谷川 明子	名古屋大学大学院環境学研究科	
公園・街路樹 関係者	むらせ さちこ 村瀬 幸子	東海市施設管理協会	
緑地保全 関係者	はない たくや 花井 卓也	東海市造園建設業協力会	
情報発信・交流 関係者	まつもと じん 松本 仁	知多メディアスネットワーク	
市内に住所 を有する者	よしつる やすのり 吉 鶴 靖 則	自然環境調査関係者	公募
〃	やまだ しんや 山田 晋也	大池公園さくら守の会	公募

(敬称略、順不同) 計 6 人

アドバイザー

職 名	氏 名	所 属	備 考
県の職員	ゆあさ たけし 湯浅 健司	愛知県都市・交通局都市基盤部 公園緑地課	